

健康に役立つ トレーニング

「上腕二頭筋・上腕三頭筋の引き締め」 ～ペットボトルを使って気軽にシェイプアップ！～

ユーアイ・ウェルネス・ファクトリー
代表 川村 護
(健康運動指導士)

運動効率上げる効果的なエクササイズ!!

運動効率を上手に上げるためには、アイテムを使ったエクササイズが効果的です。今回は手軽なペットボトルを使って上腕二頭筋と上腕三頭筋を引き締めるエクササイズをご紹介します。

水の量で負荷を調整して!

ペットボトルは持ちやすく、水を入れる量によって重さの調整をしやすいところも魅力的。自宅にいる時間を楽しみながらエクササイズタイムにしてみましょう。

500mlのボトルに水が全部入ったものは500gとなり、

運動習慣のあまりなかった方にとっても手軽に運動するのに丁度良い重さです。もともと持ち運びしやすい形なので握りやすく、手で持ちながらの運動に適しています。負荷が強いと感じる人は水の量を調整して軽くしてみる、逆に軽いと感じる人は砂を入れて重くすることも可能です。

上の2つの運動を、息を止めないようにして20回程度行ってください。

1. アームカール

【上腕二頭筋(カゴぶ)のエクササイズ】

直立して両手にペットボトルを持ちます(写真A)。肘を脇腹に固定し肘を曲げて手が肩に近づくようにします(写真B)。



2. フレンチプレス

【上腕三頭筋(二の腕)のエクササイズ】

ペットボトルを持った手を頭上に伸ばします(写真C)。反対の手で肘をしっかりと固定したら、肘の曲げ伸ばしを行います(写真D)。



頭を抱える偉人たち

2022年1月より
YouTubeでCM配信



日本代協では「保険を選ぶ前に代理店を選ぶ」ことの大切さや保険選びの難しさを、親になる「損害保険トータルプランナー」に注目した動画を作成しました。是非ご覧ください。

(2022年1月公開予定)



保険のことは、 都道府県代協加盟代理店の『損害保険トータルプランナー』へ

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

『損害保険トータルプランナー』は、一般社団法人日本損害保険協会が認定する最高峰の募集人資格です。損害保険に関する法律・税務等の知識を基に、コンサルティングに関する知識や業務スキルを修得した保険募集のプロフェッショナルです。



日本代協は気候変動キャンペーン「Fun to Share」の取組みに参画しています。



一般社団法人 日本損害保険代理業協会
ホームページアドレス <https://www.nihondaikyo.or.jp/>



みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

2022年1月1日に建築基準法が改正されました!

台風被害防ぐ目的で新築住宅の屋根瓦の留付け強化!!

近年相次ぐ大型台風の強風対策として、2022年1月1日から建築基準法が改正され、新築住宅の屋根瓦の留付け方法が強化されました。これを機に改めて、防災・減災について考えてみましょう。また、法改正に便乗し、言葉巧みに住宅修理を装う悪質な住宅修理業者が現れる可能性がありますので、くれぐれも注意してください。



台風被害の軽減が目的。既存住宅の改修工事には補助金制度も!

ここ数年は特に、大型台風による被害が目立ちます。2019年9月の台風15号および翌10月の台風19号では、西～東日本の広範囲で記録的な大雨・暴風となりました。ほかにも、2021年9月の台風14号は福岡県に上陸。1951年の台風統計開始以降、福岡県に台風が直接上陸したのは初めてのことで...

こうした強い台風の上陸により、住宅の瓦が脱落するなどの大きな被害が発生していることなどから、強風による住宅屋根の被害を減らすために建築基準法の告示基準が改正され、新築住宅の屋根瓦の留付け方法が強化されることになりました。

対象になるのは改正後に建てられた新築住宅となりますが、現在お住まいの住宅でも、瓦屋根の耐風

改修工事や耐風診断といった強風対策を図る際に活用できる補助金制度が設けられています。



(一般財団法人日本建築防災協会HP「いのちとくらしをまもる防災減災チラシ」より)

悪質修理業者に注意! 地域の保険代理店に相談を!!

このように、今後も発生するであろう大型台風への対策を各家庭で日頃から考えておく必要がありますが、もう一つ、気を付けておかなければいけないことがあります。それが悪質な住宅修理業者です。

悪質な住宅修理業者とは、自然災害に便乗して、必要のない家屋修理を迫ったり古くなった部分の修理代についても火災保険の保険金が支払われると偽ったりする業者のことです。こうした業者は特に、台風の発生後や今回のような法律改正後のタイミング

グを狙って、言葉巧みに住宅修理などの勧誘で現れる傾向にありますので、注意が必要です。

住宅修理で保険が使えたと勧誘されたり、保険金申請を代行するといった勧誘をされたりしたときは、業者との契約を交わす前に必ず、地域の保険代理店に相談するようにしましょう。

情報紙に関するアンケートご協力をお願い!

読者のみなさまのご意見をお聞かせ下さい。

<https://nihondaikyo-pr.jp>



「悪質な住宅修理業者対応」は? 損保会社の中には、悪質業者による保険金不正請求を検知するための専門デスクを設置するといった取り組みもみられます。

～交通事故の特徴で若年層と高齢者の違い!～

一般社団法人 日本チームマネジメント協会 代表理事 本多 正樹

交通事故死者数は平成22年以降右肩下がりで良い傾向にあるのですが、その中において高齢者の割合が増加しているのは気になることです。今回は、若年層と高齢者の交通事故の特徴について紹介します。

①若年層の車離れ

平成22年以降、交通事故死亡者数の減少にはどのような理由があるのでしょうか。その一つに若者の車離れが挙げられます。そもそも車に乗らなければ事故は起こりません。若者からすると経費のかかる車を持つことへのメリットがないということなのでしょう。昭和の若者のデートと言えば車!車がステータスだったものです。

②若年層の交通事故傾向

若者の車離れは社会現象化しており、企業の採用においても車の運転が必須ではなくなっています。運転免許証を取得していても、入社するまで運転をしたことがないベーパードライバーが多くいます。営業として採用した場合には、ベーパードライバー研修を受講させてから業務に従事させるといった具合です。若年層は運転経験が浅く、技能不足による交通事故が大半です。特に駐車場に止めるときの接触事故が多いようです。

技術不足以外には、若さゆえの無謀な運転なども挙げられます。必要以上に速度の出し過ぎや「大

丈夫だろう」と過信して運転した結果の交通事故は若者に多く見られます。

③高齢者ドライバーの交通事故傾向

若年層の交通事故が技術不足や経験不足によるものであれば、高齢者ドライバーはどのような原因で交通事故を起こしているのでしょうか。年配の運転者は長年運転をしているわけで、運転技能がないとは考えにくいものです。一般的に高齢になると、とっさの判断力や行動力が鈍り、これが交通事故の原因になることが考えられます。老化の影響で身体機能や運転感覚が衰え、車を障害物に接触させてしまうといった事故も起こっています。

中には眠気などが要因で交通事故を起こす方がいます。これは年齢が上がることで身体変化が生じ、若いころはなかった睡眠障害(睡眠時無呼吸症候群)の出現によるもの場合があります。また、最近では運転中に脳疾患や心

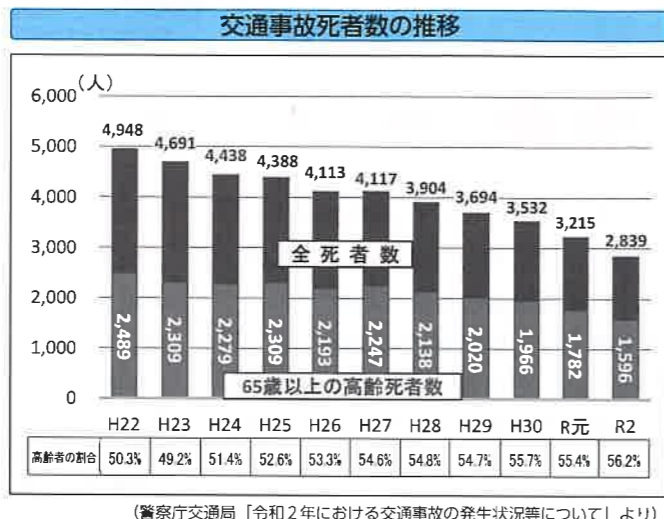
疾患を発症し、意識を失い歩行者の中に車ごと突込み死亡事故を引き起こすといった身体的不調などが要因の事例もあります。



自動運転化で若年層、高齢ドライバーの交通事故軽減へ!

最近、自動ブレーキやオートドライブなど自動で車を操作する機能を搭載した車が増えています。車のメーカーは補助的装置として位置づけているものの、自動ブレーキが搭載されている車の普及により追突は約4割削減したと言われています。

しかし、車の運転が完全自動化になるまでは、人間が車を制御しなければなりません。自動装置を有効活用しながら自身の運転技能がどのレベルにあるかを知り、技量不足である場合は訓練を積み重ねることが大切です。自己能力に衰えがある場合は運転をしないと判断も必要のことだと思います。年齢に関係なく、交通安全社会を実現したいものです。



豆知識 運転は目で認知という形で捉え、その情報を脳で処理する認知行動が主体です。認知判断能力に衰えが生じた場合は免許返納を考える際の重要な判断指標となります。

フコクしらい生命 丸山 浩

死亡退職金の非課税枠を活用しよう!!

在職中に亡くなると、会社から遺族に死亡退職金が支払われます。この死亡退職金には相続税計算上「500万円×法定相続人の数」の非課税枠があります。経営者は相続税がかかるほどの資産を持っているケースが多く、相続税を減らす効果のある非課税枠の活用は欠かせません。



●認知度低い死亡退職金の非課税枠!

死亡退職金とは、亡くなった後3年以内に支給が確定した退職金をいいます。生命保険金にも同様の非課税枠があり、こちらの方はかなり良く知られているのですが、死亡退職金の非課税枠はご存じの方が少ないようです。これは、世の中の大多数を占めるサラリーマンは定年を迎えてしまえばもう無縁の制度だからかもしれません。

●生命保険金や弔慰金とは別枠の利用でさらに相続税軽減効果が!

サラリーマンの退職金の支給は概ね60歳ですが、経営者は違います。勇退時年齢はサラリーマンと比べるとかなり高くなっています。年齢が上がれば死亡率も上がります。あくまでも確率の話ですが75歳まで現役でいた場合、4人に1人は亡くなることとなります。

そのような理由により、経営者は死亡退職金の非課税枠の活用も相続税対策に入れておいてください。経営者が亡くなった場合に相続税を支払う状況であれば、生命保険金の非課税枠と死亡退職金の非課税枠を両方活用す

ることにより、法定相続人1人あたり500万円+500万円=1,000万円の非課税枠を利用することができます。また、弔慰金を別枠で支払うことによりさらに非課税部分を増やすことで相続人に現金を残すことができます。

●死亡退職金の原資を準備しておこう!

そのためには死亡退職金を確実に会社が支払える状況を整えておきましょう。現役死亡の確率が高くなるということは、会社にとってもリスクがあります。大企業であれば、急に経営者の死亡退職金を支払う状況になっても、会社の金庫から支払う余力はありますが、一般的には、会社の大黒柱である経営者が亡くなることは、会社の存続に関わる一大事です。売上の減少や借入金の返済に追われ、経営者の死亡退職金まで会社の金庫にあるお金で支払う余地は少ないのが普通です。

死亡退職金の非課税枠は死亡退職金を遺族が受け取ることでしか活用できません。経営者の遺族には相続税対策以外にも、配偶者の生活費・相続税の財源・遺産分割等で現金は必要です。死亡退職金を確保するために会社で生命保険はご加入されているでしょうか?

豆事典 「法定相続人」とは? 民法で定められた相続人です。配偶者は常に相続人となり、その他は第1順位(子など直系卑属)、第2順位(親など直系尊属)、第3順位(兄弟姉妹)で上位者のみ相続人になれます。